

ケアハウスグリーンライフ光陽の施設概要

①ケアハウスはこんな施設です

身体的には比較的自立しているものの、自炊できない程度の機能低下があり、高齢や健康面から独立した生活をするには不安があるという人のための施設です。

②対象となる方

- 1) 60歳以上の方（夫婦等二人部屋の場合どちらかが60歳以上）
- 2) 原則で身の回りのことを自分でできる自立された方が対象です。
- 3) 原則として1年以上札幌に住所のある方
- 4) 病状が安定しており、継続した特殊な医療行為を必要としない方

③利用料について

- ・収入（年収）によって階層が決定されます。利用料の表をご参照ください。
- ・家賃・食事代等は利用料に含まれています。他に居室の光熱費がかかります。
- ・入居一時金は必要ありません。（退去時には、清掃費・修繕費がかかります。）
- ・夫婦の場合、一人あたりの収入が目安となります。（二人の年収をたして2で割る）

④サービス内容

- 1) 食事の提供（毎日、3食です）
- 2) 緊急時の対応
- 3) 入浴の準備（毎日入れるようになっています）
- 4) 各専門職員との相談・助言を受けることができます。
- 5) 年間を通して様々な行事があります。入居者の健康維持のため、介護予防活動を充実させています。

介護は行っておりませんので、「身の周りのことはご自分でして頂く」というのが基本です。出来ない場合には、家族の協力や、介護サービスをご利用ください。

（その他）

- ・外出・外泊、ご家族の宿泊も可能です。
- ・同法人で、特別養護老人ホーム・デイサービス・居宅介護支援事業所・保育園があります。
- ・週に1度、スーパーに送迎しています。（交通費200円）
- ・月に1度理容師が来ています。
- ・月に1度「北海道銀行」に限り、記帳や払い戻しを職員が代行致します。

＜対応できないこと＞

- ①医療行為（医療機関ではないため行えません。看護師は日常の健康管理を行っています）
- ②手術の同意、入院時の保証人

⑤身元引受人について

- 1) 役割
 - ・利用料を滞納した時の保証
 - ・緊急時の対応
 - ・御本人に代わって様々な判断をして頂いたり、協力を頂いたりします。
- 2) 必ず一人は必要です。

⑥居室設備

ミニキッチン・電気調理器・洗面所・トイレ・押入れ・電話機・パネルヒーター・
げた箱・非常用通報装置・カーテン・エアコン

家具・家電は持ち込みとなっております。（仏壇も可）
火気厳禁です。絨毯・のれんは防災のものをご利用ください。
※全館スプリンクラー設置しております

<介護サービスについて>

要介護認定を受けている方は、必要に応じて介護サービスを利用できます。利用には契約が必要で、「介護サービス費」がかかります。

①外部サービス

当施設以外の事業所がサービスを行います。

デイサービス・ヘルパーサービス・介護用品のレンタル等

②特定施設入居者生活介護

ケアハウスは、「身の周りのことは自分で行う」という介護サービスのない施設ですが、自立した生活が難しくなることもあります。

少しでも長く施設で生活できるように、介護が必要になった方に当施設の介護職員・看護職員がサービスを行います。

サービスは施設のケアマネージャーが利用者の心身状態に合わせたケアプランを作成します。（そのため、サービス内容は個人で異なります。）

サービス内容…掃除・洗濯、通院（送迎・付添）、買い物、入浴、排泄、服薬管理等

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1か月の自己負担額(30日、1割負担)	7,458	11,919	20,086	22,384	24,787	27,016	29,384

<退去について>

①利用の条件に関して、虚偽の届出を行って利用を承認されていたとき。

②利用料などの支払いを怠って、その滞納が3ヵ月分に達したとき。

③身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設での生活に著しい支障を与える恐れがあると認められたとき。

④共同生活の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑をかけているとき。

⑤入院などの理由で継続して3ヶ月以上施設を利用しないとき、又は利用しないと見込まれるときは、入居者様、施設、身元引受人とで協議の上対処致します。

（施設を利用していない場合でも、食費以外の利用料はかかります。）

介護度で退去の目安はありません。あくまで入居者個人の心身状態によります。

残念ながら退去となった場合には、入居者の状態に応じて施設・病院の紹介等のお手伝いをしております。

<入居までの流れ>

①見学・施設説明～実際に施設を見て頂き、当施設についての説明をさせていただきます。

②申し込み（ご本人が見学された方に申込書をお渡ししております）。

③面接～ご本人・身元引受人様にご来所頂き、心身の状態についてお話を伺いケアハウスでの生活が可能か判断させていただきます。

※入居時点で身体状況・認知症状が重い場合には、入居をお断りさせて頂くことも御座います。

④契約、入居

<入居の時期について>

「いつ頃入居出来るのか」がとても気になるころとは十分にわかっておりますが、退居される方次第であること、有難いことに多くの方に申込を頂いているので、入居の目途は立ちにくい状態です。

（「すぐに入居したい」という方ばかりではなく、他施設にも重複して申し込んでいる方もいらっしゃいます）

声がかかった時に、断ることも可能です。その場合は、次の待機者に声をかけさせていただきます。